

学校法人大阪成蹊学園寄附行為

昭和26年3月2日
認 可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人大阪成蹊学園という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を大阪市東淀川区相川3丁目10番62号（大阪成蹊学園内）に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成する為、次に掲げる学校を設置する。

(1) 大阪成蹊大学

大学院 教育学研究科

マネジメント学部 マネジメント学科、スポーツマネジメント学科、国際観光ビジネス学科

芸術学部 情報デザイン学科、環境デザイン学科、造形芸術学科

教育学部 教育学科

(2) びわこ成蹊スポーツ大学

大学院 スポーツ学研究科

スポーツ学部 生涯スポーツ学科、競技スポーツ学科、スポーツ学科

(3) 大阪成蹊短期大学

幼児教育学科、観光学科、グローバルコミュニケーション学科、経営会計学科、生活デザイン学科、調理・製菓学科、栄養学科

(4) 大阪成蹊女子高等学校

全日制課程普通科、美術科

(5) 大阪成蹊短期大学附属こみち幼稚園

第3章 役員

(役員)

第5条 この法人に次の定数の役員を置く。

(1) 理事 10人以上17人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

(理事長)

第6条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決をもって選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(総長)

第6条の2 この法人に総長を置くことができる。

2 総長は、第4条に掲げる各学校の教学を統括する。

3 総長は、別に定めるところにより、理事会で選任する。

(理事の選任)

第7条 総長並びに大阪成蹊大学及びびわこ成蹊スポーツ大学及び大阪成蹊短期大学の学長は、その在職中理事になる。

2 評議員のうちから選任される理事は2人又は3人とし、評議員の互選で定める。

3 前2項の規定により選任された理事以外の理事は、この法人に関係ある学識経験者のうちから、同項の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任する。なお、選任の際現にこの法人

の役員又は職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者を1人以上含むものとする。

4 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でないものとみなす。

5 第1項及び第2項の理事は、総長若しくは学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

（学長の兼務）

第8条 学長が前条の大学のうち、他の大学を兼務したときは、前条第1項の理事の数から兼務した数を減じる。

（監事の選任）

第9条 監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者を1人以上含むものとする。

3 監事が再任される場合において、当該監事がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でないものとみなす。

（役員任期）

第10条 役員（第7条第1項の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。）の任期は、4年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

（役員補充）

第11条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第12条 理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決をもって、これを解任することができる。

（1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

（2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（3）職務上の義務に違反したとき。

（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 監事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決をもって、これを解任することができる。

（1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

（2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（3）職務上の義務に違反したとき。

（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

3 役員は次の事由によって退任する。

（1）任期の満了。

（2）辞任。

（3）学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、随時理事長が招集する。但し、理事長は、理事総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は、理事長とする。
- 5 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 6 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第18条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 評議員会

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置き、評議員会は、次に掲げる22人以上36人以内の評議員をもつて組織する。なお、評議員数は理事数の2倍をこえる数とする。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員とその他の職員を含む。）のうちから選任される者3人以上4人以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のものうちから選任された者2人以上3人以内
 - (3) この法人の理事長
 - (4) この法人の総長及び設置する学校の長
 - (5) この法人に関係ある学識経験者10人以上22人以内
- 2 前項第1号、第3号及び第4号に規定する評議員は、理事長、総長若しくは校長又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
 - 3 第1項第3号又は第4号に規定する評議員が同号に掲げる他の職を兼ねる場合の評議員の数は、第4号の兼務数を減じた数とする。

(評議員の選任)

第20条 前条第1項第1号及び第2号に規定する評議員は、理事会において選任する。

- 2 前条第1項第5号に規定する評議員は、前項の規定により選任された評議員及び前条第1項第3

号及び第4号に規定する評議員の過半数の議決をもつて選任する。

(評議員の任期)

第21条 評議員(第19条第1項第3号及び第4号に規定する者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、4年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(議長)

第22条 評議員会に議長を置き、議長は、理事長とする。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(会議)

第23条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。

3 臨時会は、理事長が必要と認めた場合及び私立学校法第41条第5項の規定により招集する。

4 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決をすることができない。

5 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。

(諮問事項)

第24条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 寄附行為の変更に関する事項

(4) 合併に関する事項

(5) 目的たる事業の成功不能による解散に関する事項

(6) 予算外の新たな義務負担又は権利の放棄に関する事項

(7) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めたもの

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

(財産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、それぞれの財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り、これを処分することができる。

(運用財産の処分等)

第28条 この法人の事業遂行上の事由により、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受を行うときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、これを行うことができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実・授業料収入・入学金収入・検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(予算及び事業計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならない。

2 前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第6章 解散及び合併

(解散)

第35条 この法人は、私立学校法第50条第1項第2号から第6号までに掲げる事由に因るほか、理事会における理事総数の3分の2以上の議決によって解散する。

2 前項の理事会における理事総数の3分の2以上の議決に因る解散は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 目的たる事業の成功不能に因る解散は、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

4 前項の事由に因る解散は、文部科学大臣の認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第36条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決によりこれを定める。

(合併)

第37条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第38条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、大阪成蹊学園掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第40条 この寄附行為施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為に依つて選任された次の役員とする。

| | |
|-----|---------|
| 理 事 | 中 伊 兵 衛 |
| 理 事 | 岡 本 太 郎 |
| 理 事 | 仙 石 久 富 |
| 理 事 | 鹿 内 健 三 |
| 理 事 | 中 英 太 郎 |
| 監 事 | 大久保 孝 三 |
| 監 事 | 中 野 発 子 |

2 組織変更後この寄附行為に依る役員の選任は、速かに行われなければならない。

3 第1項の役員は、前項の役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年 3月 2日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年 3月 7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和27年 1月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和27年 2月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和28年 1月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和31年 3月 1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和37年12月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和39年 1月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和42年 2月 7日）から施行する。

附 則

第4条第1号に定める学科の名称変更については、昭和46年 4月 1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和50年 8月20日）から施行する。

附 則

平成13年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年 5 月29日）から施行する。

附 則

平成14年12月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

（大阪成蹊短期大学の家政学科の存続に関する経過措置）

大阪成蹊短期大学の家政学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず平成15年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年 8 月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年 8 月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年 2 月18日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年 6 月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年 3 月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（大阪成蹊大学現代経営情報学部現代経営情報学科の存続に関する経過措置）

大阪成蹊大学現代経営情報学部現代経営情報学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成23年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（大阪成蹊短期大学表現文化学科の存続に関する経過措置）

大阪成蹊短期大学表現文化学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成23年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年10月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年 2 月 7 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年 3 月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年10月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（大阪成蹊短期大学児童教育学科の存続に関する経過措置）

大阪成蹊短期大学児童教育学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成26年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（大阪成蹊短期大学創造文化学科の存続に関する経過措置）

大阪成蹊短期大学創造文化学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成26年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

(大阪成蹊大学芸術学部美術学科の存続に関する経過措置)

大阪成蹊大学芸術学部美術学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成27年5月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年1月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年9月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年8月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。